

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

狭山市監査委員

目 次

< 地域スポーツ施設及び狭山台図書館指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 指定管理料	P 1
	(4) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 施設の概要	P 2
	(2) 利用案内	P 2
	(3) 指定管理者が行う業務	P 4
	(4) 施設の利用状況	P 4
	(5) 指定管理者の収支	P 4
	(6) 総評	P 5

< 交通安全母の会補助金 >

1	監査の目的	P 8
2	監査対象者の概要等	P 8
	(1) 対象者の概要	P 8
	(2) 補助金交付の目的	P 8
	(3) 組織	P 8
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 9
	(1) 監査の実施日	P 9
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 9
	(3) 監査の範囲及び方法	P 9
4	監査の結果	P 9
	(1) 補助金充当事業の概要	P 9
	(2) 収支決算書	P 9
	(3) 総評	P 10

地域スポーツ施設及び狭山台図書館指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館

(2) 指定管理者

ア 管理者名 フレンドシップ狭山台共同事業体

イ 構成団体

(ア) 地域スポーツ施設：シンコースポーツ株式会社（代表者）

(イ) 狭山台図書館：ヤオキン商事株式会社

(3) 指定管理料

利用料金制

(4) 所管課

地域スポーツ施設：スポーツ振興課

狭山台図書館：中央図書館

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和6年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館

(3) 監査の範囲及び方法

令和5年度の狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理につ

いて、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

ア 名 称 狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館

イ 所在地 狭山市狭山台1丁目29番地の2

ウ 開設時期 平成5年7月

エ 建物等概要

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(イ) 敷地面積 14,346.77㎡

(ウ) 延床面積 5,602.61㎡

(エ) 主な施設 体育館(アリーナ・小体育室)、プール(一般・幼児用)、会議室
図書館(視聴覚室・対面朗読室・おはなしのへや)

(オ) 施設の目的 市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興を図ること
及び市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 利用案内

地域スポーツ施設

ア 利用時間 午前9時から午後10時まで

イ 休館日等 第2・第4月曜日(その日が祝日の場合は翌平日)、12月28日
から翌年の1月4日までの日

ウ 施設利用料

団体で利用する場合の体育館施設使用料額表

(単位 円)

施設の名称		利用者の構成	利用単位	使用料額
アリーナ	2分の1面	一般	午前9時、午前11時、午後1時、午後3時、午後6時又は午後8時を利用開始時間とする2時間	750
	全面			1,500
	2分の1面	高校生以下		350
	全面			750

小体育室	一般	550
	高校生以下	250
会議室		350

備考

- 1 利用者の構成が一般と高校生以下である場合に、利用者のうち一般が3分の1を超えるときは、利用者の構成を一般とみなす。
- 2 施設の管理上支障がないと認める場合に限り、午後3時から午後5時までの利用単位若しくは午後6時から午後8時までの利用単位で施設を利用する団体又はこれらの利用単位を通じて施設を利用する団体は、午後5時から午後6時までの時間についても施設を利用することができる。この場合において、当該時間に係る使用料額は、1利用単位当たりの使用料額の100分の50に相当する額（10円未満は、切り捨てる。）とする。

個人で利用する場合の体育館施設使用料額表

(単位 円)

施設の名称	利用者	利用単位	使用料額
アリーナ、小体育室	一般	2時間	200
	高校生以下		100

備考 延長して施設を利用する場合の利用単位は、1時間とし、延長時間に応じ、1時間につき1利用単位当たりの使用料額の100分の50に相当する額を加算する。

プール施設

ア 利用時間 午前9時30分から午後5時まで

イ 開催期間 7月22日(土)から9月3日(日)まで

個人で利用する場合のプール使用料額表

(単位 円)

区分	1回	回数券
一般	300	11回分 3,000
中学生、高校生	200	11回分 2,000
小学生以下	100	11回分 1,000

団体で利用する場合のプール使用料額表

区分	回数	使用料額
30人以上50人未満	1回	個人利用の場合の1割引の額
50人以上100人未満	1回	個人利用の場合の2割引の額
100人以上	1回	個人利用の場合の3割引の額

狭山台図書館

ア 利用時間 午前9時30分から午後8時まで

イ 休館日等 第2・第4月曜日（その日が祝日の場合は翌平日）、館内整理日

12月28日から翌年の1月4日までの日、特別整理期間

(3) 指定管理者が行う業務

ア 狭山市立地域スポーツ施設条例第20条第2項に規定する業務

イ 狭山市立図書館条例第7条第2項に規定する業務

(4) 施設の利用状況

狭山台体育館	開館日数	利用件数	利用者数	一日平均	
				利用件数	利用者数
	334日	7,052件	59,075人	21.11件	176.87人

狭山台プール	開館日数	利用者数			
		小学生以下	中・高校生	一般	計
	44日	2,307人	421人	1,573人	4,301人

狭山台図書館	開館日数	来館者総数	うち、夜間利用者数 (17:00~20:00)	
	319日	133,353人	23,165人	
	利用件数	貸出数	一日平均	
			利用件数	貸出数
48,119件	164,168点	150.84件	514.63点	

(5) 指定管理者の収支

【収入】

(単位 円)

	項目	予算額	実績額	予算比
地域 スポ ーツ 施設	指定管理料	47,710,000	47,710,000	0
	利用料金	3,300,000	3,165,750	△134,250
	その他収入	4,235,000	8,501,261	4,266,261

図 書 館	指定管理料	34,240,000	34,240,000	0
	利用料金	0	0	0
	その他収入	16,000	59,781	43,781
収入合計		89,501,000	93,676,792	4,175,792

【支出】

(単位 円)

	項目	予算額	実績額	予算比
地 域 ス ポ ー ツ 施 設	人件費	18,120,000	19,147,103	1,027,103
	事務費	3,259,000	2,122,051	△1,136,949
	事業費	1,368,000	1,805,151	437,151
	修繕費及び備品費	2,150,000	2,179,642	29,642
	光熱水費	7,320,000	8,273,324	953,324
	委託料等	23,028,000	19,347,848	△3,680,152
図 書 館	人件費	32,201,000	32,038,627	△162,373
	事務費	881,000	1,415,284	534,280
	事業費	93,000	39,174	△53,826
	管理費	1,081,000	5,200,157	4,119,157
支出合計		89,501,000	91,568,361	2,067,361
収支差額		0	2,108,431	2,108,431

(6) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

施設の管理運営については、基本協定書及び年度協定書等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

また、指定管理料は、協定に基づく狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館の管理のために適正に執行されており、出納その他の事務処理についても、帳簿等の照合や実地調査を行った結果、概ね良好と認められた。

しかし、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 狭山市立地域スポーツ施設

(ア) スポーツ振興課

a モニタリング及び適正な施設運営について

狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針に基づいたモニタリングを実施し、月ごと、四半期ごと及び年度終了後に指定管理者から提出された事業報告書、利用者満足度調査の実施結果及び対応策の確認を行うなど、施設管理・事業運営等の状況や利用者の意見等の把握に努めていたことは確認したが、管理経費の収支の確認が不十分である部分があった。事業報告書及び収支決算書等を十分に精査するとともに、指定管理者の持つスポーツ施設運営のノウハウを十分に発揮できるよう、情報を共有し連携を図りつつ、指導監督に努め、施設の適正な管理運営と利用者に対するサービスの向上を図られたい。

また、仕様書等関係書類については、都度、内容を精査し、次期指定管理に向けた一層のサービス向上と適正な施設運営に努められたい。(要望)

b 指定管理者が設置する自動販売機について

自動販売機の設置にかかる行政財産の使用について、狭山市財産規則に基づき使用を許可している。狭山市行政財産使用料条例に定められている使用料の徴収を行政財産使用許可書に則り、関係法令に基づき適正に事務を執行されたい。(要望)

(イ) シンコースポーツ株式会社

a プール管理業務について

プール監視業務について、監視員の選任や体制が不十分であると見受けられた。高い知識と必要な技能を備えた監視員を適正に配置し、事故の防止には万全を期して安全・安心な施設運営に努められたい。

また、受付業務について、プール開場時間中の現金管理を一人で行っていることを確認した。現金事故の発生を防ぐ環境整備に努められたい。(要望)

b 自動販売機について

敷地内に設置している飲料水自動販売機は10台であり、そのうち1台が災害対応型であった。公共施設に設置する観点から、利便性向上だけでなく、災害対応型や防犯カメラを搭載した機種等、地域の安全・安心に役立つ機能を保有する機種等の活用を検討されたい。(要望)

c 緊急時の対応について

中央図書館が実施した狭山台図書館のモニタリングにおいて、指定管理者が緊急対応マニュアルの詳細な内容等について把握していないようであるとの評価となっていた。消防訓練は合同で実施しているとのことであったが、両施設で緊急対応マニュアルの内容を統一するなど、緊急時の対応について今一度相互に確認し、連携を図られたい。（要望）

イ 狭山市立狭山台図書館

(ア) 中央図書館

a モニタリング及び適正な施設運営について

狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針に基づいたモニタリングを実施し、月ごと、四半期ごと及び年度終了後に指定管理者から提出された事業報告書、利用者満足度調査の実施結果及び対応策の確認を行うなど、施設管理・事業運営等の状況や利用者の意見等の把握に努めていたことは確認したが、管理経費の収支の確認が不十分である部分があった。事業報告書及び収支決算書等を十分に精査するとともに、指定管理者の持つ図書館運営のノウハウを十分に発揮できるよう、情報を共有し連携を図りつつ、指導監督に努め、施設の適正な管理運営と利用者に対するサービスの向上を図られたい。

また、仕様書等関係書類については、都度、内容を精査し、次期指定管理に向けた一層のサービス向上と適正な施設運営に努められたい。（要望）

(イ) ヤオキン商事株式会社

a 施設の管理運営について

施設の管理運営については適切に行われており、図書館利用及び読書活動の促進に資するため、指定管理者の能力を生かした様々な事業を実施していることを確認した。今後も指定管理者の知識や経験を生かすとともに、創意工夫に努め、質の高い施設運営と更なる市民サービスの向上を図られたい。（要望）

b 緊急時の対応について

中央図書館が実施したモニタリングにおいて、狭山台図書館の指定管理者が緊急対応マニュアルの詳細な内容等について把握していないようであるとの評価となっていた。他の施設のマニュアルを参考に狭山台図書館に合わせたマニュアルを作成中とのことだが、地域スポーツ施設と緊急対応マニュアルの内容を統一するなど、緊急時の対応について今一度相互に確認し、連携を図られたい。（要望）

交通安全母の会補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア 狭山市交通安全母の会

狭山市交通安全母の会は、昭和60年7月17日に設立された。

「交通安全は家庭から」を合言葉に、会員相互の協力により、交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とし、次の事業を行う。

(ア) 母親自身に対する交通安全研修会等の開催

(イ) 子どもと高齢者を交通事故から守るための調査・研究及び啓発活動

(ウ) 交通安全運動ならびに交通安全活動への参加及び協力

(エ) その他、この会の目的達成のために必要な事業

イ 所管課

交通防犯課

(2) 補助金交付の目的

狭山市交通安全母の会の活動に要する費用に対し補助金を交付することにより、子どもや高齢者の交通安全を守るため、母の会会員相互の連携を深め、団体の円滑な運営を図り、また、自ら交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とする。

(3) 組織

狭山市交通安全母の会は事務局を狭山市入間川1丁目23番5号狭山市役所内に置き、令和5年3月末日現在の役員は、20名（会長1名、副会長2名、理事11名、会計2名、書記2名、監事2名）である。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和6年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和5年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金充当事業の概要

ア 事業費

狭山市交通安全フェア、四大交通安全運動及び交通安全高齢者世帯訪問等において交通ルールの遵守やマナーを呼びかける際に配布する交通安全マスコット等の材料費及び反射材等の啓蒙品代、新一年生に対する記念品代及びボランティア活動保険料等、520,000円を交付。

(2) 収支決算書

【収入】

(単位 円)

科目	予算額	実績額	予算比
補助金	520,000	520,000	0
繰越金	243,278	243,278	0
雑収入	722	5	△717
収入合計	764,000	763,283	△717

【支出】

(単位 円)

科 目	予算額	実績額	予算比
会 議 費	30,000	1,550	△28,450
事 業 費	734,000	556,106	△177,894
報 償 費	230,000	231,528	1,528
需 用 費	394,000	310,680	△83,320
役 務 費	30,000	13,898	△16,102
研 修 費	80,000	0	△80,000
支出合計	764,000	557,656	△206,344

収入合計 763,283円

支出合計 557,656円

差引残高 205,627円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げているものと認められた。

また、経理状況についても、概ね良好に処理されていた。今後も適切な対応をされたい。

ア 交通防犯課

(ア) 補助金の額の確定について

本補助金の交付申請書における目的及び内容は、「会員相互の協力により、交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与する」と記載されており、監査の過程で目的に沿った活動を行っていることを確認した。しかし、令和2年度から令和4年度にかけて、コロナ禍等の影響等により予定していた一部の事業が実施できなかったため、繰越金が比較的大きくなっていったが、令和6年度には事業の執行予定があり、繰越金は減少していくという説明を受けた。補助金の額の確定に際しては、補助対象団体の決算状況を精査し、単年度における適正な補助金額の算定に努められたい。

(要望)

イ 交通安全母の会

(ア) 補助金実績報告について

実績報告書に記載のあるとおり、コロナ禍等の影響で中止となっていた交通安全

の啓発や交通事故防止等を目的とした各種の啓蒙活動が再開され、交通ルールの遵守やマナーの向上のため尽力されていることを確認した。各会員の熱心な活動に対して敬意を表するとともに、今後も関係機関等と連携しつつ、補助金を有効かつ効果的に活用し、市民の交通安全思想の普及と交通事故のない明るい平和な社会実現のために尽力いただくことをお願いしたい。（要望）